

2023年8月18日

三重労働局

局長 金尾文敬様

三重県労働組合総連合

議長 新家忠文

津市 [REDACTED]

Tel [REDACTED]

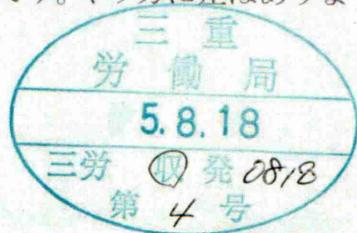
最低賃金改定決定に対する異議申出書

労働者の労働条件の向上、安全で安心した環境づくりにご尽力いただいていることに敬意を表します。

8月7日に三重県最低賃金審議会は40円引き上げ973円とする答申を三重労働局長に行いました。厳しい経済状況・地域事情、人口動態など直面する問題を踏まえて、真摯に検討を積み重ねられたことに、貴職及び関係者各位のご努力に敬意を表したいと思います。しかし今回の40円引き上げは、未曾有の物価高騰の中、6月現在15ヶ月連続で実質賃金がマイナスという局面では労働者にとって何の助けにもなりません。特に最低賃金近傍の労働者は非常に厳しい状況に追い込まれております。私たちの生計費調査では、安心して暮らせるためには少なくとも最低賃金時給1,500円以上が必要です。

私たちは、県内から最低賃金が高い県に労働者が移動するなど地域間格差の弊害をなくすために、全国一律の制度を強く求めてきました。その意見を一旦置いたとしても、お隣の愛知県の答申は41円引き上げの1,027円で、また今年も差が開いてしまいました。地方では格差が開くことに大きな危機感を持っており、目安+7円の鳥取・島根・山形、目安+6円の青森・大分・熊本・長崎、目安+5円の秋田・宮崎・鹿児島・高知など続々と目安以上の答申が出ています。また所謂都心部でも千葉・兵庫・福岡でも目安以上の答申が出ています。しかし三重県においては毎年愛知・大阪と差が開く一方になり、社会的な人口流出に歯止めがかかりません。特に最賃近傍で働く青年層のケア労働者がより近隣に流出しています。

本年より専門部会が一部公開され、私たちも初めて傍聴することが出来ました。しかし冒頭と最後だけで中身は全くのブラックボックスでありました。三者の部分だけでなくすべての公開を求める。しかしこの部分に関しても全てを一旦置いたとしても、特に公益委員の方に考えていただきたいことがあります。今回の専門部会の一部公開は昨年12月の第6回目安制度の在り方に関する全員協議会における対応と理解しています。ある程度公開していくましょう、という流れの中で行われました今年の各地域の最低賃金審議会は、多くの県で三重県のように三者が揃ったところでは公開という事になりました。しかしその中では三重県のような専門部会の中身が全く分からぬという審議会は少数です。やり方に差はあります



が、多くは三者揃う場で公益委員が当日の大まかな（使用者側・労働者側の主張する額含む）話し合いを説明し、使用者側・労働者側が補足するという形です。公益委員の皆様には、なぜ目安制度の在り方に関する全員協議会で公開の話が出てきたかをよく考えていただきますようお願いいたします。

最低賃金の引き上げにあたって、中小企業が最低賃金の引き上げに適切に対応できるためにも支援が欠かせません。業務改善助成金などの支援策の拡充はもちろんのこと、価格転嫁などの取引の適正化、環境整備、税・社会保険料の減免、扶養控除制度の見直し・検討など中小企業関連ではやるべきことは多くあります。当然、審議会でも話し合っていただいたと思いますが、答申に書き入れるべきですし、何より付帯決議を付けるべきと考えます。昨年は35都道府県の審議会で何らかの要望や付帯決議を付けております。

以上の点を踏まえ最低賃金改定決定に対し異議を申し出るとともに、さらなる引き上げを求めるものです。

1. 今すぐ最低賃金を1,500円以上にするとともに全国一律制を国に要望すべきです。最低限、愛知県・大阪府以上の引き上げ（42円以上）を求めます。
2. 次年度へむけて専門部会の公開方法を真摯に協議することを求めます。
3. 中小企業対策強化・拡充の要望を付帯決議することを求めます。

2023年8月18日

三重労働局 局長 金尾文敬 様
三重地方最低賃金審議会 会長 安井広伸 様

伊賀名張労働組合総連合
議長 和田 四十八
(公印省略)

2023年最低賃金に対する意義申し立て書

日頃から労働行政の発展に尽力されていることに敬意を表します。

三重地方最低賃金審議会は、8月7日(月)に中央最低賃金審議会目安どおりの40円引き上げて時給973円の答申がされました。

8月1日から本審当日にわたっての5回の専門部会でまとまらず、公益委員提案で賛成7、反対2で答申案が決定され、本審でも賛成 13、反対2で答申が決定されました。

40円の引き上げは、大阪や愛知との格差をさらに広げ、猛烈な物価高騰に耐えられるものではありません。事実賃金は下がったままです。

格差が広がったままでは、大阪・愛知などへの社会的流出を止めることはできません。

最低賃金法第1条の、「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定を図る」ために下記要求について働きかけていただくよう強く要請します。

記

1. 三重の最低賃金を、労働者委員が主張されるようただちに時給1,000円とし、1,500円以上への引き上げをめざすこと。
2. 伊賀名張に働くすべての人へ人間らしい生活を保障するために、最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現し地域間格差を是正すること。
3. 使用者委員が主張されましたように、中小零細企業が簡単に利用でき、充実した支援策を早急に策定・実施するよう答申書に盛り込むこと。



三重一般発23-67

2023年8月22日

三重労働局長
金尾 文敬 様

三重一般労働組合〈ユニオン〉
執行委員長 江川

最低賃金改定決定に対する異議申出書

三重地方最低賃金審議会がおこなった三重県の最低賃金を時給40円引き上げて973円とする答申に同意できません。だれでも8時間働けば人間らしく生活できる賃金とするため、三重県の最低賃金を時給1500円に引き上げることを求めます。

日本の労働者の半数近くが非正規雇用の労働者で占められており、ほとんどが時給労働者として働いています。その多くが最低賃金か、その近くの賃金で働いています。今では最低賃金は、かつてのようにアルバイトなど補助的労働の対価だけでなく、多くの労働者の生活を直接規定するものとなっています。そのためにも最低賃金の可及的速やかなる大幅引き上げが必要です。

今年度の引き上げ額が8月18日に全都道府県で出揃いました。そのうち、24県において国が示した目安額を上回る最低賃金の引き上げを決定しました。目安を上回る引き上げを決めた県の多くが三重県と同じ地方の県です。各地方審議会がこのような判断を下したのは、物価高と人手不足に伴う隣県との人材確保競争に対応するためです。同じ境遇である三重県の引き上げ額が目安通りのたった40円という事実は、物価高への対応と人材確保競争について、何も対応をしない決定を下したと評価するほかなりません。この決定は県民と三重で働く人々に対しての裏切りです。

三重県の審議会は労使の意見が一致する審議会を目指すのではなく、労働者にとってもっとも適した賃金、安心して生活できる賃金を決定する審議会となるように目指すべきです。

改めて、今年度の最低賃金を1500円とするよう求めます。

